

壁紙の品質規格と安全性

項目 NO.	試験項目			SV規格	JIS規格
				規格値	規格値
1	退色性(号)			4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
3	隠蔽性(級)			3以上	同左
4	施工性			浮き及び剥がれがあつてはならない	同左
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左
			横	5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)			0.2以下	同左
7	重金属	砒素	(mg/kg)	3以下	-
		鉛	(mg/kg)	20以下	-
		カドミウム	(mg/kg)	3以下	-
		クロム	(mg/kg)	20以下	-
		水銀	(mg/kg)	2以下	-
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)			0.1以下	-
9	残留VOC		TVOC	(μ g/g)	100以下
			*TEX芳香族	(μ g/g)	10以下

SV規格
Standard Value
(壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格(壁紙: JIS A 6921)
Japanese Industrial Standards
(日本産業規格)

JIS 適合品 日本工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	-
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPIは使用しない。	-
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	-
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	-

*左表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1~6は、而規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基につくられた規格で、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
*SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁紙協会ホームページをご参照ください。

建築基準法に基づくシックハウス対策壁について

建築基準法 一部改正 平成15年7月1日施行

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第28条の2居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。

● 技術的基準の政令 第393号

規制対象物質	クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制	居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制	① 内装仕上げの制限 ② 換気設備設置の義務付け ③ 天井裏などの制限

建築基準法の措置は化学物質の一部に対する規制です。
かび・ダニなどの生物系の起因物質やハウスダストの類にも換気・清掃などの配慮が必要です。

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて次の4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度(チャンパー法数値)	5 μ g/m ² h以下	5 μ g/m ² h~20 μ g/m ² h以下	20 μ g/m ² h~120 μ g/m ² h以下	120 μ g/m ² h以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS 認証	-	-	-
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積の制限		使用禁止

価格表
品質対照表
施工上の注意/機能・商品説明
暮らしの安心/健康・安全
暮らしの安心/健康・安全
品質と安全性

壁紙の品質規格と安全性

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品（正反）」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報検索システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

1. 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS製品仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

〈製品情報ラベル〉



JIS製品仕様

大臣認定仕様

2. シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

〈シックハウス対策品ラベル〉



※シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けられます。

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、建築確認申請の際には告示対象建材について「使用建築材料表で等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで「壁紙品質情報管理システム登録確認書」として一元管理されています。



日本壁装協会はシックハウス対策に取り組んでいます。

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものを、自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築・リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド発散（放散）量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になることができます。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。※換気回数0.5回/hとは、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロロピリホスの2物質です。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えられますが、特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストーブの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。このため建築基準法の対策は、いかなる場合でも測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。